

様式 2

事業報告書
(自 令和6年7月1日 至 令和7年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 喜多歯科クリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 金沢市駅西新町3丁目9番32号
- (3) 設立認可年月日 平成24年12月3日
- (4) 設立登記年月日 平成25年12月13日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する診療所 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	喜多歯科クリニック ク 1730135413	金沢市駅西新町3丁目9番32号	一般病床 0床 療養病床 0床

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和6年 8月20日 令和5年度決算の決定
- 令和7年 6月25日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式3

法人名 医療法人社団喜多歯科クリニック

所在地 金沢市駅西新町3丁目9番32号

※医療法人整理番号 00166

財 産 目 録

(令和7年6月30日現在)

1. 資 産 額	140,740 千円
2. 負 債 額	15,037 千円
3. 純 資 産 額	125,703 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	74,457
B 固 定 資 産	66,283
C 資 産 合 計 (A+B)	140,740
D 負 債 合 計	15,037
E 純 資 産 (C-D)	125,703

(注)・財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

・※は記入しないこと。(以下同じ)

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式4-2

法人名 医療法人社団 喜多歯科クリニック
 所在地 金沢市駅西新町3丁目9番32号

※医療法人整理番号 00166

貸借対照表
 (令和7年6月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	74,457	I 流動負債	11,488
II 固定資産	66,283	II 固定負債	3,549
1 有形固定資産	22,468		
2 無形固定資産	0	負債合計	15,037
3 その他の資産	43,815	純資産の部	
		科目	金額
		I 基金	6,000
		II 積立金 (うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	119,703
		純資産合計	125,703
資産合計	140,740	負債・純資産合計	140,740

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団喜多歯科クリニック

※医療法人整理番号 00166

所在地 金沢市駅西新町3丁目9番32号

損 益 計 算 書
 (自 令和6年7月1日 至 令和7年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	136,176
2 事業費用	118,058
本来業務事業利益	18,118
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	18,118
II 事業外収益	1,743
III 事業外費用	0
経常利益	19,861
IV 特別利益	338
V 特別損失	0
税引前当期純利益	20,199
法人税等	4,866
当期純利益	15,333

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人社団 喜多歯科クリニック
 所在地 石川県金沢市駅西新町3丁目9番32号

※医療法人整理番号 0 / 6 6

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式7

監事監査報告書

医療法人社団 喜多歯科クリニック
理事長 喜多 裕之 殿

私（注1）は、医療法人社団 喜多歯科クリニックの令和6会計年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年8月23日

医療法人社団 喜多歯科クリニック
監事 荒井 由美子

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。